



**企業版
ふるさと納税の
ご案内**

阿賀町

『阿賀町観光拠点推進プロジェクト』 (寄附対象事業)

道の駅『阿賀の里』を大勢の人が集う、賑わいのある道の駅にリニューアルを予定しています。

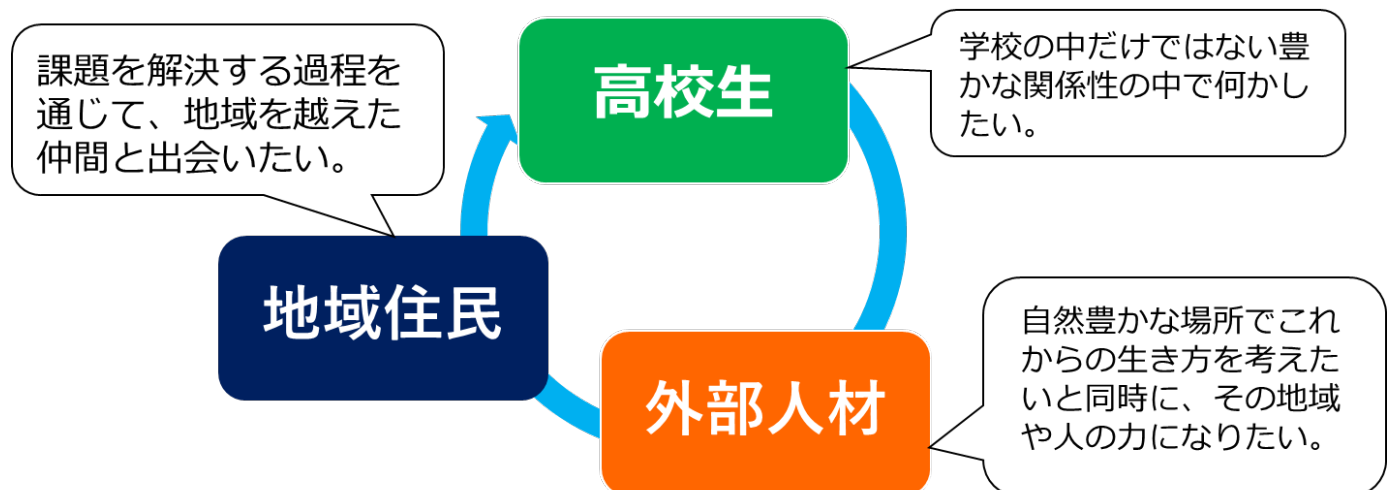
リニューアルにあたっては、道の駅としての役割はもとより、阿賀町ならではの周辺の自然環境を活かしながら、自然と共存できる空間を創り子供の遊び場を備えた施設として、家族が楽しく過ごせる施設を目指しています。



『阿賀町探究の森 学びサイクルプロジェクト』 (寄附対象事業)

清川高原保養センターエリアにある『まなびの森交流館』・『探究の森交流館』では次の目的で活動を行っています。

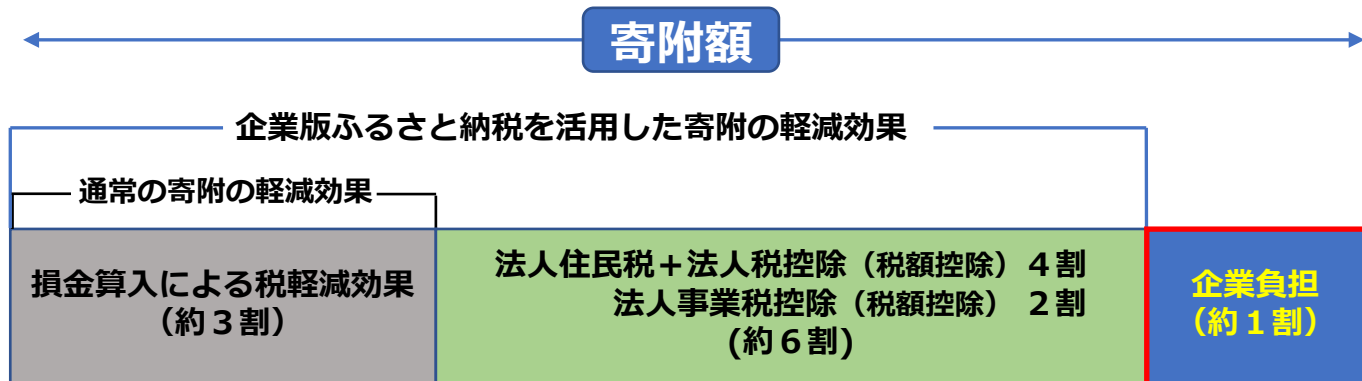
1. 高校生・地域住民・外部人材の三者の交流により、主体的・協働的・探究的に考え、学び、行動する人づくり
2. 社会課題を解決する地域社会システムを自らつくる「共創」の場づくり
⇒高校生とともに地域住民・地域企業自らが外部人材の知識・技術を取り入れながら課題解決にチャレンジすることで、関係人口の創出と深化、学びの魅力化を進める。
3. 持続的な課題解決の仕組みをつくり、地域で稼ぐ力を創出するまちづくり
⇒人とアイデアを取込み、「まなびのサイクル」の中で社会課題を解決するビジネスや小さなビジネスを生み続ける。



企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは？

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の6割を法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による通常の寄附の軽減効果（寄附額の約3割）を含め、寄附額の**最大約9割の軽減効果があります。**



例) 100万円寄附した場合、最大約90万円の法人関係税が軽減され、実質的な企業負担は約10万円となります。

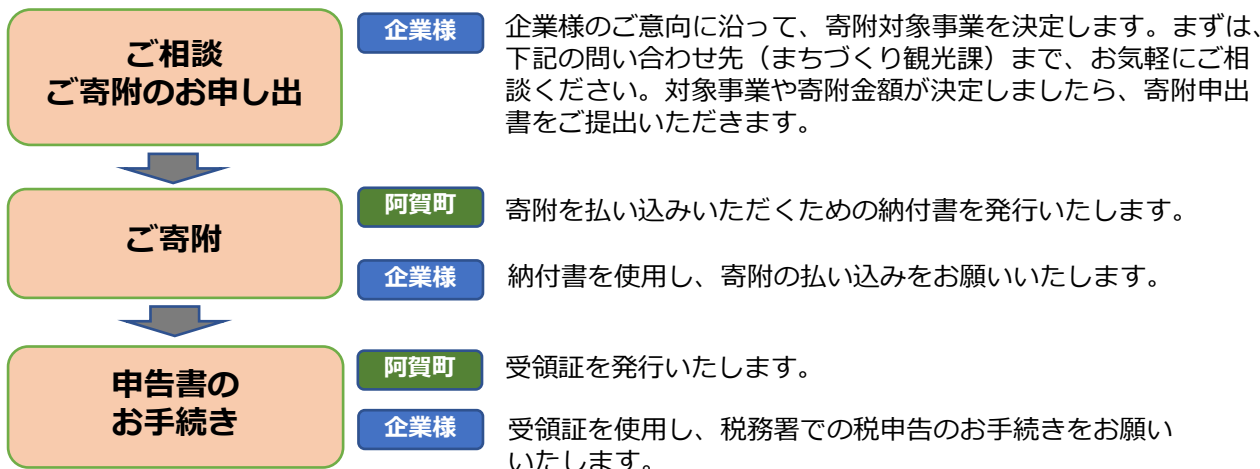
企業の メリット

寄附額の最大約9割の軽減効果を活用しながら、自治体の地方創生の取組を応援できます。

留意事項

- 阿賀町外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を供与することは禁止されています。

ご寄附をいただく際の流れ



問い合わせ先

阿賀町まちづくり観光課ふるさと納税係

〒959-4495

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

TEL : 0254-92-4766

FAX : 0254-92-5479

E-Mail : furusato@town.aga.lg.jp(ふるさと納税専用)